

第 7 節 水産業における環境対策

1 漁場保全対策

(1) 桜島軽石等除去事業

桜島の長期にわたる火山活動により生成・堆積した軽石が、大雨等により周辺海域に流出し、漁船の航行障害や漁具の破損、魚類養殖における給餌作業などに影響を与えているため、その回収・除去作業を行い漁場環境の保全を図っています。

(2) 藻場・干潟等保全活動支援事業

水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化などの公益的機能を支える社会の共通資源である、藻場・干潟等の保全活動を支援することにより、藻場・干潟等の機能の維持・回復を図っています。

(3) 赤潮対策調査

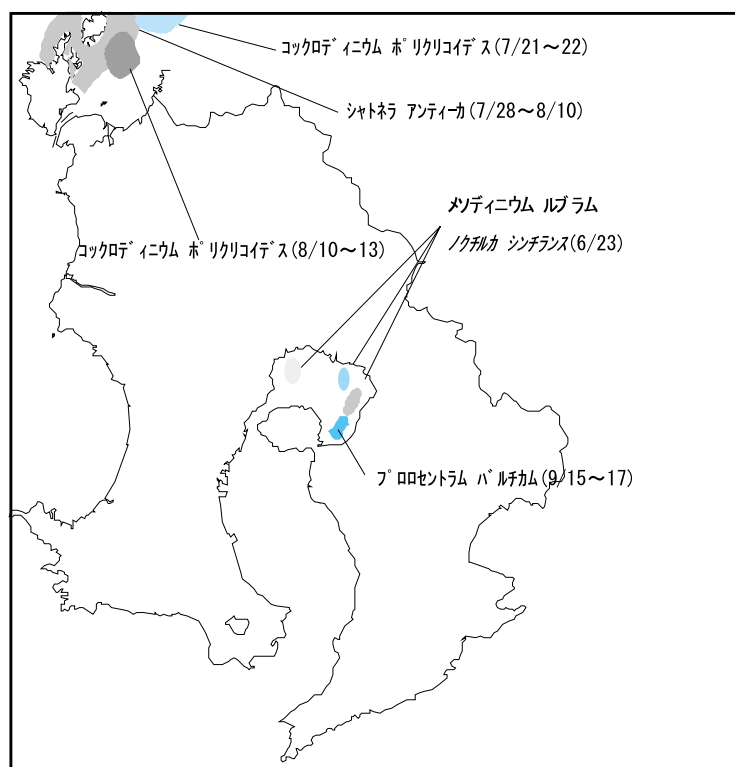
赤潮の発生する恐れのある時期に海域の環境調査や赤潮発生の予察を行うとともに、赤潮発生時の情報伝達や指導等により、漁業被害の未然防止に努めています。

平成21年度は、別表のとおり 5 件の赤潮が発生し、うち 1 件において被害がありました。
(表 1－97、図 1－48)

表 1－97 鹿児島県における赤潮発生状況（平成21年度）

N o	発生期間	発 生 海 域	赤潮構成プランクトン 種 名	細胞密度 (cells/ml)	最大面積 (km ²)	漁業被害 の有無
1	6/23	鹿児島湾奥	メソディニウム ルブラム ノクチルカ シンチランス	875 不明	20.0 8.0	なし
2	7/21-7/22	八代海獅子島東岸沖	コックロディニウム ポリクリコイデス	800		なし
3	7/28-8/10	八代海南部海域	シャトネラ アンティーカ	3,000		あり
4	8/10-8/13	八代海伊唐島東岸沖	コックロディニウム ポリクリコイデス	248	5.0	なし
5	9/15-9/17	鹿児島湾奥	プロロセントラム パルチカム	13,250	10.0	なし

図 1－48 鹿児島県海域における赤潮発生状況（平成21年度）



(4) 適正養殖指導

魚類養殖業は，限られた漁場において集約的に営まれるため，水質や底質など漁場環境の保全に万全を期すことが必要です。

県では，昭和53年に定めた魚類養殖指導指針により，漁協等に対し漁場ごとに水質・底質の調査を行い，その結果を報告することを義務づけています。また，毎年，県内各漁場ごとの生簀台数や養殖魚種，放養量等を把握したうえで適正養殖の指導を行うとともに，持続的に魚類養殖を行うため，持続的養殖生産確保法に基づき魚類養殖場を有する全ての漁協の漁場改善計画を認定しました。この計画に基づき，環境への負荷の少ない餌料への転換などについても指導を行っています。

(5) 魚類へい死事故原因調査

県内の河川及び河口域で魚類のへい死事故等が発生した場合，市町村等からの依頼に応じて水産技術開発センターで原因の究明に努めています。

平成21年度のへい死事故の発生件数は2件で，いずれも原因は特定されませんでした。

（表 1－98）

表 1－98 平成21年度魚類へい死事故分析実績

発生月日	状況	結果
6月 3日	出水市岩下川における魚のへい死	原因不明
9月 2日	南九州市（知覧）加治佐川における魚のへい死	原因不明